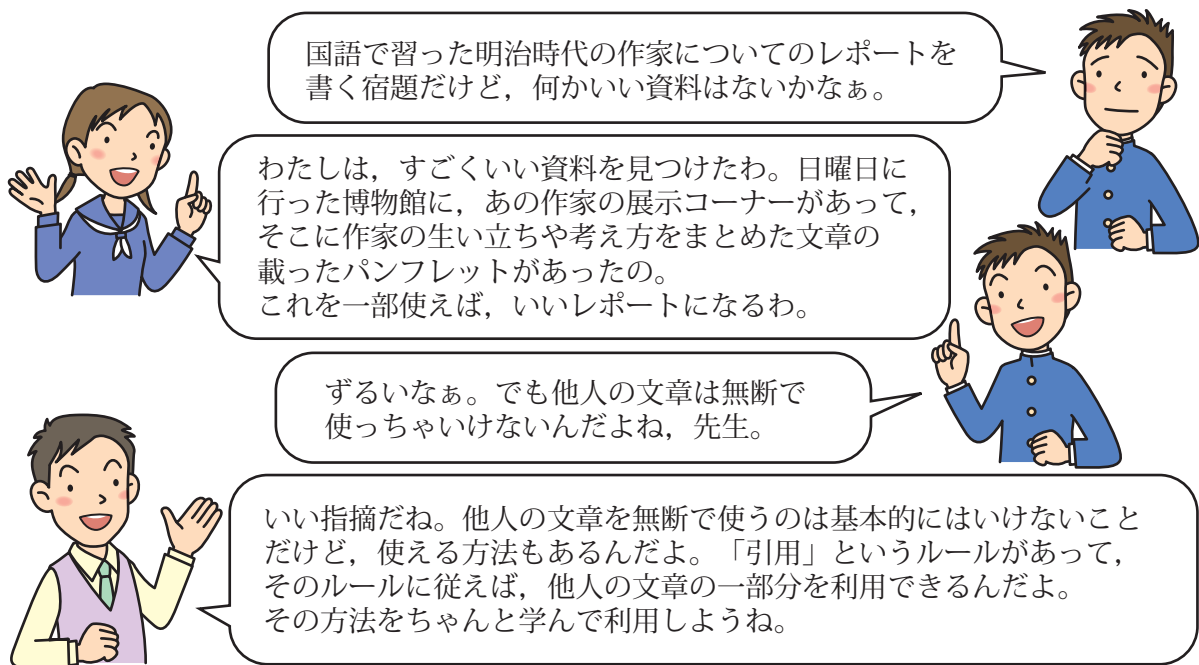


論文やレポートなどを書く際、他人の著作物を無断で利用することは基本的にはいけないことだが、引用のルールのもとでは利用できることを理解させ、その基本的な引用の方法を身につけさせる事例。「段階的指導モデル」における「C」に該当する事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



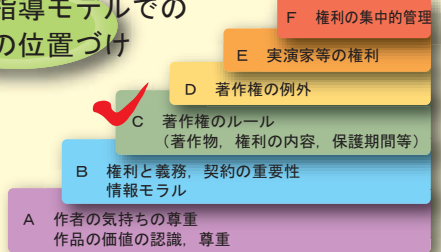
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 小説や詩歌、論文や脚本などは言語に関する著作物であること。
- したがって、無断でそれらを利用してはいけないことを理解させる。
- しかし、引用のルールのもとでは、他人の著作物を断りなく利用できることを理解させる。
- 「引用」の必要性について考えさせる。
- 引用部分をカギ括弧で囲み、欄外に出所を明示するなど、具体的な引用の方法を身に付けさせる。

他の教科への応用例

- 社会科のレポート作成や理科の研究論文、総合的な学習の時間でのテーマ学習のレポート作成などで応用できる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



こうして押さえよう！ まどめの一言

- choice ① 「小説や詩歌，論文や脚本などは言語に関する著作物です。」
- choice ② 「たとえ一部分であっても他人の著作物を無断で使用することはいけません。」
- choice ③ 「他人の著作物を利用したいときは，利用した部分をカギ括弧で囲み，欄外などにその出典を明示するようにしましょう。」

こんな風に語りかけたい！ 具体的な展開例

- ある人が書いた文章の中に，他人の著作物が混在している文章を提示し，どこが問題か，どのようにすればよいかを考えさせ，引用の必要性及び引用の方法を確認する。
- 言語に関する著作物だけでなく，写真や画像なども同様に，引用の手続をふむことによって，他人の著作物を利用できることを確認する。
- さらに時間があれば，論文などにおける具体的な引用事例を紹介して，引用の手続を理解させる。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権制度に関する情報」
(著作権制度の解説資料>著作権制度の概要>
著作物が自由に使える場合)

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html



引用のルール

- 必要性最小限度
- 自説の補強に不可欠であって，かつ必要最小限度であること
- 引用した箇所を明らかにすること
- 原文のまま，手を加えずに引用すること

誤った引用・参照の仕方

- 必要以上に大量に引用すること
- 他の文献に書いてある内容を，文末の表現など，言い回しを変えただけで使用すること
- 文献の出典を示さずに文章・数値・データを引用すること